西宮市介護事業者等及び市町等における
事故等発生時の報告フローチャート

事故発生

事業所・施設

必要に応じ、報告

メーカー

警察署

【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの
- ①死亡事故
- ②重傷病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）
- ③後遺障害事故
- ④一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの
- ①火災（消防が確認したもの）

【報告】
- ①電話・ＦＡＸ
- ②事故報告書

【報告の範囲】※「西宮市要領３ア」参照
- (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症等の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

被保険者の属する保険者（市町）

1　状況把握
2　必要な対応
- (1) 事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2) 事業所等が所在する保険者・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整

事業所・施設が所在する保険者（西宮市）

1　状況把握
2　必要な対応
- (1) 事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2) 県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- (3) 事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
- (4) 他県民局等、管内他市町へ情報提供

<u>県へ報告</u>
- ① 利用者の死亡又は重傷病事故
- ② 虐待事案として市町と県民局等が共同して事実確認にあたったもの
- ③ 重大製品事故

県所管課

新型インフルエンザ等
（クラスターサーベイランス）